

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	法人名							
試 験 研 究 費 の 総 額 に 係 る 税 額 控 除	円	特別 試験 研究 費 の 税 額 控 除	試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(三)付表二「1」の合計)	1	当期税額基準額残額 (8) - (9)	15	円		
			平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「5」の合計)	2	当期税額控除可能額 (14)と(15)のうち少ない金額)	16			
			試験研究費割合 $\frac{(1)}{(2)}$	3	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「20の②」)	17			
			係る連結税額控除割合 試験研究費の総額に	(3) ≥ 10% の場合	4	0.1	当期分の特別控除額 (16) - (17)	18	
				(3) < 10% の場合 $(3) \times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	5		差引当期税額基準額残額 $(8) \text{ 又は } \left[(7) \times \frac{30}{100} \right] - (9) - (16)$	19	
			税額控除限度額 (1) × (4) 又は (1) × (5)	6	前 期 繰 越 分		連結繰越税額控除限度超過額 (別表六の二(三)付表一「6の計」 (総額+特別))	20	
			調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	7		平成21年度分連結繰越税額控除限度超過額 (別表六の二(三)付表一「9の計」 (総額+特別))	21		
			当期税額基準額 $(7) \times \frac{20 \text{ 又は } 30}{100}$	8		平成22年度分連結繰越税額控除限度超過額 (別表六の二(三)付表一「12の計」 (総額+特別))	22		
			当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額)	9		計 (20) + (21) + (22)	23		
			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「19の②」)	10		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(23)のうち少ない金額 (1) ≤ (別表六の二(三)付表一「3」、「4」又は「5」の場合は0)	24		
			当期分の特別控除額 (9) - (10)	11		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「17の②」 +「18の②」)	25		
			特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「7の計」の合計)	12		当期繰越税額控除額 (24) - (25)	26		
			特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((4) \text{ 又は } (5))$	13		法人税額の特別控除額 (11) + (18) + (26)	27		
			特別研究税額控除限度額 (12) × (13)	14					

別表六の二三) 平二十二・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（三）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項、第2項又は第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同法第68条の9の2第1項又は第2項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「当期税額基準額
 $(7) \times \frac{20 \text{又は} 30}{100}$ 」⁸ の欄は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。）が平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各連結事業年度については「20又は」を消し、

連結親法人事業年度が平成23年4月1日以後に開始する各連結事業年度については「又は30」を消します。

3 「差引当期税額基準額残額
 $(8) \text{又は} \left[(7) \times \frac{30}{100} \right] - (9) - (16)$ 」¹⁹ の欄は、連結親法人事業年度が平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各連結事業年度において措置法第68条の9の2第8項第1号に規定する平成21年度分連結繰越税額控除限度超過額又は同項第2号に規定する平成22年度分連結繰越税額控除限度超過額がある場合には「(8)又は」を消し、その他の場合には「又は $\left[(7) \times \frac{30}{100} \right]$ 」を消します。